

官民競争入札等監理委員会  
第241回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第241回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和元年12月5日（木）16:00～17:35

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
  - 国立研究開発法人国立成育医療研究センター／ビルメンテナンス総合管理業務委託
  - 財務省／西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務
  - 環境省／京都御苑の維持管理業務
  - 厚生労働省／刑務所出所者等就労支援事業
  - 国土交通省／国際航空旅客動態調査
3. 実施要項の審議の方向性について
  - 厚生労働省／就労条件総合調査
4. 「新技術の導入による施設の管理・運營業務の改善に関する研究会」の結果報告について
5. 令和元年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況について【非公開】
6. 閉 会

○稲生委員長 それでは、定刻となりましたので、第241回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2から5までご議論をいただきたいと思います。この中で議題5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、議事次第2の実施要項（案）について、5件の審議をお願いしたいと思えます。実施要項（案）につきましては、事業主体からの説明に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。質疑は各小委員会ごとに行うことといたしたいと思えます。

それでは、まず、小委員会Aの2件でございます。「国立研究開発法人国立成育医療研究センター／ビルメンテナンス総合管理業務委託」、それから、「財務省／西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務」につきまして、主査の古笛委員よりご説明をお願いいたします。

○古笛委員 小委員会Aからは、2件、ご報告させていただきます。

1件目、「国立研究開発法人国立成育医療研究センター／ビルメンテナンス総合管理業務委託」の実施要項（案）についての審議の結果のご報告となります。資料1-1と資料A-1に基づき、ご報告させていただきます。

本事業は、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの契約状況を確認していた過程において、同センターから自主的に選定された事業として、令和元年7月9日の閣議決定の基本方針で選定されました。今回が市場化テスト1回目です。

この事業の主な業務項目なんですけれども、資料A-1をご確認いただけたらと思うんですけれども、世田谷区大蔵にございます国立成育医療研究センターにおける設備管理業務及び常駐警備業務ということです。

A-2をごらんいただくとわかるとおり、従来、1者応札が継続しており、競争性に問題があるということで、令和2年4月から令和5年3月の3年間を予定しているところで

す。市場化テスト1回目ということで、市場化テストの実施に際して新たに取り組むこととしましては、まず、公共サービスの質を確保するための適正なサービスの質を設定したということと、それから、契約期間につきまして、従来は単年度であったものを3年契約ということで複数年化しております。また、総合評価落札方式を採用しました。従来は最低価格落札方式だったものを変更しております。それから、関係事業者や民間事業者等、ほかの病院を落札している業者さんに対して、本事業に係る周知活動を予定しております。積極的に働きかけを行うということです。それから、入札時期につきまして、従来は2月28日の公告であったものを、12月18日ということで、前倒しをしました。

実施要項（案）の審議結果なんですけれども、平成31年度の契約金額が前年度より増加している事情についてご説明を求めたところ、平成30年度以前は別に計上していた研究所に係るビルメンテナンス総合管理要員の人件費が31年度に包括化されたため増額し

たということであって、令和2年の業務内容には特段の変更はないということを確認しております。

パブリックコメントを令和元年10月28日から11月10日まで行ったんですけれども、特に意見はございませんでした。

これが1件目となります。

続いて、2件目もご報告させていただきます。2件目が、財務省の西ケ原研修合同庁舎の管理・運営業務についてです。こちらのほうは、資料2-1と資料B-1、2、表裏になっているものに基づきご報告をさせていただきます。

財務省の西ケ原研修所については、平成27年7月10日の閣議決定にて選定されました。平成29年4月1日から令和2年3月31日までの第1期に続く2期目となっております。

この業務概要ですけれども、資料B-1をご確認いただけたらと思うんですが、西ケ原研修合同庁舎において、設備の点検・運転監視・保守等の業務、植栽及び緑地等管理業務、清掃等業務、警備等の業務を実施しております。事業期間としましては、令和2年4月から令和5年3月になっています。

この事業の選定経緯なんですけれども、従来は財務省、厚労省、人事院の研修施設だったものを移転・集約して、平成29年度から運用が開始されています。それに基づく自主選定だったんですけれども、施設運営開始とともに市場化テストの実施となりましたので、1期目において実施経費の従前との比較ということができなかつたため、継続となったものです。現実的には複数応募になっておりました。

事業の評価を踏まえた対応なんですけれども、本事業につきましては8者の応募があったんですけれども、そのうち3者が書類の添付がなかったということで失格となっていることから、もったいないということで、事業者には、必要書類のチェックリストなどを添付して書類提出をさせるなど、必要書類の提出漏れの防止のための対策を行うべきであるということでご対応いただいております。

そのほかの修正変更としましては、経費削減のため、最低価格落札方式による入札を実施することとなっております。

実施要項（案）の審議の過程におきましても、やはりこのチェックリストのことが問題となったんですけれども、チェックリストが必要な資格証明の書類をチェックできるだけの細かい内容にはなっていないので、もう少し細かいようにということで、チェックリストをまた改定版という形で作成させていただきました。

パブリックコメントにつきましては、令和元年10月29日から11月19日まで実施され、3件の意見が寄せられたんですけれども、法令番号の追記ですとか、手続の明確化など、計2件の実施要項（案）の修正を行っている。こういった事情となります。

小委Aからの報告は以上となります。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと存じますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。また後でお気づきのことが出てまいりましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、とりあえず小委Aにつきましてはこれで終わりということで、先に進めさせていただきますが、続いて、小委員会Bの1件でございますが、「環境省／京都御苑の維持管理業務」について、主査の井熊委員より説明をお願いいたします。

○井熊委員長代理 では、ご説明させていただきます。資料3-1から、あと、C-1、C-2を使ってご説明させていただきます。

まず、C-1のほうでカラーの資料がございますが、京都御苑の維持管理業務、京都御苑については、ご存じの方も多いかと思いますけれども、この御苑の全体を維持管理をするという業務でございます。

業務の内容は、植栽を含めた維持管理、それから、巡視とか、そういったものもあります。それから、いろいろな設備のマネジメントでございますとか、それから、収益施設の管理運営となります。飲食とか物販施設、駐車場、そういったものを運営して、そこから収益を得るということがあります。

本件につきましては、C-2にございますように、一般財団法人である国民公園協会というところがずっと1者受注が続いてきたということで、これの競争性を高めようということで選定をされたものでございます。

資料3-1のほうに移らせていただきまして、1ポツの事業の経緯及び概要については、今ご説明申し上げたとおりでございますが、2ポツに市場化テストの実施に際してということで、契約期間を長くしていこうというようなことでございます。

それから、一般の民間事業者が業務内容を理解できるように、具体的かつ詳細な情報開示を進めていこう、あるいはその事業説明を充実させていこうということでございます。一方、非常に重要な施設でございますので、それを維持管理、適正な質を保つというところも並行して進めていくところでもあります。

審議につきましては、審議の一番のポイントというのは、特別の場所であるという印象を取り除いていただくということが大事なという議論がございまして、例えば、京都御苑の維持管理、全体のマネジメントという、何か特殊なマネジメント業務が必要なんではないかということを想起させるような記述を避け、具体的な業務として記述をしていただくということでもあります。

あと、京都御苑にふさわしいというようなことも同様に特別なイメージを与えるということで、それについても具体的に記述をしてほしいと。

それからあと、数字だけを示すと、非常に多くの方がかかわっているような形になっておりまして、そういう人たちが具体的にどういう形にかかわっているのかということを示していただく、そういうこともお願いしたところでございます。

あとは、市場化テストの実施に向けて、やはり説明ということを十分に心がけてほしいということでございます。

それから、4ポツのパブリックコメントにつきましては、個人2者からの11件の要望・意見が寄せられております。

こういうような議論を経まして、去る11月21日に業務の説明会ということが実施されました。これは事務局の努力にもよりますが、入札監理委員会のホームページの掲載でありますとか、環境省ホームページでの周知、それから、京都の造園協会への周知、それから、ほかの協会への案内でございますとか、業界誌への掲載、それから、京都市上京区のホームページにもリンクを掲載とか、いろいろなご努力をいただいた結果、説明会に対しましては、造園業者の方々を含めまして、20者が参加をいただくということで、これはまだ入札の結果は出ておりませんが、ここまでのところ、説明会で、ここでも活発な議論が交わされたというふうに聞いております。

入札の結果はこれからでございますけれども、ここまでのところ、事務局のご努力もございまして、順調に推移しているのかなということでございます。

ご説明は以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。質問ではなくて、私は、今回ご説明していただいたように、「御苑」という名称があるからこそ、ではどのようにしたらよいのかということについて躊躇が働くかもしれない中、大変中立的に、要項や参考資料をまとめていただきましたので、私としては、今後もこういう配慮というのが類似事案には必要なのかと感じました。

もう一点、説明会の開催ということもやはり重要ということを確認いたしましたので、この案件も含めて、類似のものに波及効果があらわれるといいと思います。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。20者の方がお見えになったということで、何とか応募者が多数に上ることを期待したいと思います。

そのほか、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 2のところにあります契約期間の複数年化、1年から3年にするというについては賛成でございます。業者は複数年化を強く望みますので、複数年化で着実に取り組んでいただくのがよろしいかと思います。3年にするのか、年をどこまで持つていくのか。指定管理者選定でヒアリングしたときは、やはり5年は欲しいという意見が事業者のほうからは出されています。1年では全くだめ、人の手配ができないということです。

ある程度継続雇用しなきゃならないということで、管理業務はほとんど人がかりです。その点、安定して人員を確保するというのが最大命題なので、3年なのかというところでいくと、何か国のほうでそういう縛りがあるのか、それとも、そこは柔軟に対応していくということなのか教えて下さい。

例えば、栃木県の日光にあります田母沢御用邸、あれは県管理なんですけれども、たしか複数年で、あれは5年なのかな。県管理で指定管理者にしていると思いますけれども、極めて適切な管理がなされていて、観光客も非常に多いところでございます。反対ということではありません。

○稲生委員長 今の点につきまして、事務局からもしよろしければ。

○事務局 ただいまの件でございますけれども、まず、環境省がやっております公園シリーズというのは、京都御苑のほかに、既に市場化テストが終わっておりますが、新宿御苑というのがございました。これが1期目にまず3年実施して2期目に5年間で、計8年間継続いたしました。

このような成功事例を踏まえまして、今回、京都御苑がようやく市場化テストに入ることになりましたので、京都御苑としては、とりあえず1回目は3年で実施することになりました。今まで企画競争でしたので、初めて競争原理が働くかどうかということも含めて、まず3年で実施することで、今回スタートする予定でございます。

○稲生委員長 そういう意味では、特に3年でしなくてはいけないという縛りはもちろんなくて、とりあえずやってみようということ。

○事務局 そういうことです。

○古尾谷委員 ありがとうございます。

○稲生委員長 今後はパブリックコメント等も踏まえて、おそらくもっと長くしてくれというご希望が出てくるかもしれませんので、なるべく応募される方の希望に沿えるような形で柔軟に考えていただければというふうに思います。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に参りたいと思います。続いて、最後となりますけれども、小委員会Cの2件に入りたいと思います。まずは、「厚生労働省／刑務所出所者等就労支援事業」、それから、「国土交通省／国際航空旅客動態調査」につきまして、主査の尾花委員より説明をお願いいたします。

○尾花委員 刑務所出所者等就労支援事業の実施要項について審議いたしましたので、ご報告いたします。

本事業は2つに分かれておりまして、資料の4-1をご覧ください。①として、協力雇用主等支援業務、②として、支給業務等がございます。

事業の概要をご説明いたします。1. 事業の概要でございますが、(1)の①、事業主に対して刑務所出所者等の雇用に関する啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人確保をする業務ということで、主として、協力雇用主という事業者に対してアプローチす

る業務でございます。②番が、刑務所出所者等に対して職場体験講習や試行雇用を行う事業主に対して、委託費等の支給等の業務を行うものでございます。

具体的には、資料D-1をご覧ください。こちらの真ん中にある民間団体（委託）というところに書かれている業務が、今回の受託事業者にやっていただく業務の①についてのものでございます。周知・啓発、情報提供・助言、情報収集、求人等の確保でございます。

おめくりいただきまして、資料D-1の裏側、支給業務というのは何を指しますかといいますと、各事業者が、事業所見学会とか職場体験講習とか、そういったことをいろいろしていただいた際に、その事業者に対して費用を払うという業務でございます。

お戻りいただきまして、資料4-1、選定の経緯といたしましては、従来は随意契約でございました。そして、1者応札が継続していたことから、今回、新規事業として実施要項もきちんとつくっていただいたという次第でございます。

2. をごらんください。この実施要項をつくるに際して、厚生労働省のほうでは、まず、事業の分割を考えてくださいました。事業の分割としては、先ほど申し上げましたとおり、①の雇用主等に対する支援業務ということと、②の支給業務、お金を払う業務に大きくお分けいただきました。それは、業務の質が違うことで、分けることによって参加者を増やそうという狙いであったと理解しています。

さらに、①について、協力雇用主等支援業務については、主として、雇用主がたくさん所在する5都道府県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県でやっていただくわけですが、その全てについてきめ細やかに事業を行うのはやはり困難だろうということで、5都府県それぞれで入札をするというふうに構成を考えていただきました。

おめくりいただいて、裏ページですが、従来は随意契約でございましたが、①のほうは総合評価落札方式ということで、きめ細やかにサービス及び価格について検討する方式とされました。②のほうは、最低価格落札方式を採用していただきました。

その他、従来から事務局より提示している実施要項の作成の指針に従い、情報開示の充実や、入札参加資格の要件の緩和や、達成すべき質の設定や、入札スケジュールの前倒し等、実施要項は工夫して作成していただいております。

当日の審議結果ですが、やはり最初の入札ということで、実施要項本文の明確化について指摘させていただき、実施府省のほうでも修正をしていただいております。

本件について、小委員会としてもなかなか悩ましいなと思った点がございまして。本委員会の委員の先生にもぜひご意見を伺いたいなと思った点が、支給業務の点でございます。資料の4-2-2をごらんくださいませ。そのうち、ページでいきますと、15ページから2枚ぐらいめくっていただいた色刷りの職場体験講習の実施という色がございまして、ここの受託者のオレンジの部分の業務をしていただきます。これはいろいろな報告を受けて、払っていかを審査して、実際にお金を払うというようなもので、これが職場体験講習の実施、翌ページ、別紙3についても、セミナー、事業所見学会実施の点についても、やっぱり審査して支給というような、厳密に審査の上、支給という業務をしていただい

おるんですが、別紙2、色刷りのページのちょっと前のところをごらんいただきますと、従来の実施に要した経費ということがあるのですが、計として3,765万という金額はあるのですけれども、実際、例えば、2の(1)の職場体験講習委託費の2,700万とか、(3)の試行雇用助成金の2,100万等というのは、基本的に実施府省からお金を後でもらうということで、結局、これらのお金は受託者をスルーするというタイプのもので、業務の大きさとあまり関係のない金額となってしまいます。

小委員会のほうでも、どのぐらい資金力がある必要がありますかということでお伺いしますと、二千何百万ぐらいを持っていてくださって、それに基づいて先払いをしていただいて、都度、実施府省からそのお金をもらうという形の業務になるということでした。そうすると、やはり委員会では、資力を有していて先払いしなきゃいけないというのは、かなり難しい業務なのではないかというような意見もやはり出た次第でございます。

さらに、この業務は、見た目は3,765万と大きいように見えますが、実際上は、お金をかわりに払って後からもらうということなので、実質の業務自体はかなり小さいものになってしまうので、今回は随意契約からこのように構成をし直していただいたことでチャレンジしていただいているので、このようにやっていただくのもよいかとは思ったんですが、今後は、何かうまくいかないようであれば、落ちつきどころで変えていただくのもいいのかなと考えた次第です。

パブリックコメントについては、形式的な修正等に関する意見でして、形式的な修正を行っております。

これが1件目でございます。

続けて、資料5-1、資料E-1をごらんください。こちらは、国際航空旅客動態調査についての実施要項に関する審議の結果でございます。こちらの事業の概要は、真ん中にごございます丸の事業の目的ということで、国際航空旅客の需要動向予測の基礎資料作成等に必要情報を収集するという目的で、1.(1)、一番最初の丸のところですが、調査実施期間中に国際航空的路線を利用して出国した日本人・外国人旅客、トランジット・乗りかえ旅客を対象とし、出発便名、旅行目的、アクセス手段等を旅客ターミナルビル内で、調査票に記載される内容に従ってアンケート調査を実施してもらうというものでございました。

調査対象者というのは、これらの空港において飛行機を利用して出国する旅客や、トランジット・トランスファー旅客でございます。

実施期間としては、8月や11月の年2回を想定されています。

(2)選定の経緯でございますが、やはりこれも1者応札が継続しており、競争性に課題が認められたため、公共サービス改革基本方針に基づいて、新規事業として選定されました。

本件の手続に乗るということで、国土交通省のほうでは、従来どおり、2、事業の評価を踏まえた対応についてということで、広報の実施等を行っていただきました。

審議、1回目だったことから、やはり実施要項等についてももう少し細かく書いたほうがいいのではないかとということで、各種ご提案をさせていただき、または、統計の専門委員の先生にもご参加いただき、細かく修正させていただいた次第です。

この案件で、今後の調査で必要な視点としてご意見をいただければなと思ったのが……。

○事務局 2期目の……。

○尾花委員 すみません、2期目ということでした。事業の評価があったので、2期目でした。すみません。

それで、本件については、委員の中で、大きな仕組みとして問題があったのは、やはり書面のアンケートを旅客にお渡しして丸をつけてもらうとか、聞き取りをするというような方法というのが、今後、皆さんスマホを持っておられるとか、電子のデバイスを持っている昨今、さらに改革について検討する余地はないのかというような点が建設的な意見として申し述べられていた次第です。

以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がある委員の先生方のご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

○井熊委員長代理 まず、初めのほうで、尾花先生からもご意見はということでしたが、先ほどの入るお金と出ていくお金みたいな関係で、受託額の3分の2ぐらいがスルーするお金であるということであるのと、あと、やはりこの流れを見ると、民間事業者の範囲として審査というのがあって、そのお金をその判断で拠出をするというので、普通、民間事業者、これ、相当嫌うんじゃないかなというのを思います。やっぱり審査責任というのがあるという、公的なお金を民間が審査の責任を負って払うというのは、なかなか民間にとっては厳しい業務範囲ではないかなと。しかも、それが受託額の3分の2を占めているというのは、かなり民間にとっては厳しい業務の内容ではないかなと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。

それから、これは私からの質問ですけれども、試行運用助成金でしたっけ。これが先に民間事業者のほうから払われて、逆に国庫というか、厚生労働省のほうからお払いになれる時期のタイムラグというのはどれぐらいの期間でしょうか。もしかしたらお話あったのかもしれませんが。

○尾花委員 すみません。認められれば概算払いというような説明を受けておりました。

○稲生委員長 そうですか。

○尾花委員 はい。とはいえ、認められればということなので、必ず何日以内というわけではなかったようで、やはり信用力を有していないと参加は厳しい事業であるという原則には変わらなそうでした。

○稲生委員長 やはり受けた方、事業主のほうがある種のリスクを負うということですね。

場合によっては不支給決定もあるわけですから、審査責任があるというのは、厳しいものもあると思われませんか。

○事務局 事務局から少し補足させていただきます。支給業務のところなんですけれども、小委員会での指摘も受けまして、概算払いのほうで財務省とは調整を進めているところで現在ございます。本事業については、従前から行っておりまして、従前のところでは、財務省のほうから概算払いという形で認められていた経緯もございますので、今回も認められる可能性は十分あるかなというふうに考えているところでございます。

また、ご指摘ありました審査の部分なんですけれども、こちらのほうは極めて形式的な審査という形でございます。審査というか、どちらかというところ確認に近くて、例えば、トライアル雇用だったりとか、実施状況報告書が出てくるんですけれども、そのところの書面のところで、不備がないかだったりとか、正確に書かれているか、漏れはないかというふうなところがきちんと記載されていれば、それで支給されるという形で聞いておりますので、このところは基本的には形式的な審査というか、確認という形の位置づけになってございます。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ちなみに、概算払いというのは、要は、実際に支援対象者の方たちに向けて払う前に概算で受け取れるということよろしいのでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。一応、支給予定件数ということで、実施要項のほうには、ある程度件数というのを厚生労働省のほうで決めております。この予定件数のところを基本的な概算払いで払うと。さらに追加が生じる場合には、最後の精算払いのほうで精算するという形でございます。

○稲生委員長 わかりました。そういう意味では、受けた側の事業者のファイナンスリスクというか、資金繰りリスクみたいなものは、概算払いが認められればですけれども、かなり抑えられるという理解でおります。

先ほどの審査の件は、井熊委員、いかがでしょうか。

○井熊委員長代理 形式なものであっても、あんまり気持ちよくないなという感じは民間事業者はすると思うのと、あと、例えば、補助金の給付なんかで、その審査の業務を民間が手伝うというようなものというのはほかにもあると思うんですけれども、こうやってお金を民間に預らせてしまうというケースというのは一般的なんですかね。

○足達参事官 少し具体的な例で言いますと、現在、市場化テストでは、外務省の行政官の方を留学させる業務ですとか、経済産業省の放射性廃棄物の処理に係る研究業務などがこのような形で行われています。審査業務だけを委託して費用は個別に実施府省から出すほうが業務の競争性は上がると思いますが、一件毎に実施府省における確認が必要になるので、受託者を入れて受託者に対して履行確認をするという形にしている例もあるようでございます。

○稲生委員長 清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。刑務所出所者等就労支援事業について、資料のD-1に関係性が書かれておりますように、やはり刑務所出所者が法務省矯正局の刑務所で更生して、その後の更生保護を、保護観察所と、ここには書いていないんですが、保護司さんという制度の中で、協力雇用主と保護司さんとの関係とか、実はそういうものが現場ではあるわけです。私も改めて、この部分だけは厚生労働省が担当するので、厚生労働省の事業として今回提案され、審議もなされたんですけども、実務としてはおそらく法務省保護観察所あるいは刑務所と、D-1の関連図のように密接な関係がある部分なんだろうと想定されるんですね。

しかし、淡々と協力雇用主等とマッチングする、あるいは就労意欲を増すというような、そういうところを担当している厚生労働省の部分を今回も検討するという事なので、井熊委員が民間の親和性にやや感じられるところがありましたように、保護司さんと一緒に更生保護の現場にいた経験がある立場としても、やはりこれは厚生労働省の仕事なのだということ、やっぱりそれだけではない現場の、法務省、とりわけ保護観察所、保護司さんとの関係があるもんですから、そういう意味では、この就労支援事業についても、やはりハローワークさんだけではない、法務省関係者との関係もあるんだろうなと拝察します。

そこで、そうはいつても、民間の皆さんのお力をかりていくことが、いい意味で、更生保護に関する理解を進めていくということにもなりますので、少なくとも刑務所出所者等就労支援事業については、なるべく丁寧な説明の中で、多くの事業者が参加していただくというのが望ましいと思いつながら伺っていました。

そういう意味で、ますます再犯をされている方が多い現状の中で、再犯率をとどめるためにも、就労による自立というのが不可欠なので、この分野で民の力をいただく方向で進むことも望ましいと、尾花委員のお話を聞いていて、改めて思いました。

ただ、現場は、ぜひそういう意味で、錯綜しているというか、厚生労働省の就労支援だけではない、「更生保護」の、働く意欲を喚起したり、あるいは就労継続意欲を支援したりという、付加的なところにかかわる保護司さんとの連携もあるということは念頭に置いたほうがいいと感じて、お聞きしておりました。

以上、感想です。すみません。

○稲生委員長 貴重なご意見ありがとうございました。今までも1者応札ということで、先ほども説明いただきましたけれども、D-2の資料で、全国就労支援事業者機構ということで、いわゆる財団法人でもなく、これ……。

○事務局 NPO法人。

○稲生委員長 NPO法人でしたね。ですから、ある種の特殊なこういったような、言い方はあれですけども、ノウハウというか、ご経験があるところが受けてきたというのが、単なる就労紹介ではないということであるということと推察されるわけでありまして、そういう意味で、厚生労働省の純粋な事業か、あるいはハローワークとほんとうに同等と考

えていいかという、かなり違う特殊な部分があるわけでございます。ですから、こちら辺はおそらく説明会のときにどういうふうに説明されるかで、実際に応募される方のご意思が決まってくると思いますので、ぜひここは厚労省にも、説明の仕方を考えていただきたい。

それから、重要な、清原委員からもご示唆があった、法務省との役割分担とか、ご関係とか、ここまで踏み込んだ形でおそらく事業者の方に来ていただいて説明をしないと、やはり腰が引けてしまうような部分もあるのではないかと思いますので、ここはぜひ実施府省のほうに説明の仕方、あるいは法務省との関係を踏まえて広報するなり、工夫をお願いしたいということは申し入れておきたいなというふうに思います。

○清原委員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○稲生委員長 清原委員、大変貴重なご意見、ありがとうございます。ほんとうにこれ、大事な事業だと思うんですね。再犯防止とさっきとおっしゃいましたけれども、大変これ、重要な事業でございますので、ぜひ上手な形で民間さんがたくさん入ってくるような方向になることを期待したいというふうに思います。この点は、先ほどの支給業務に関しても関係するところがございますので、今回は審査という形で、どうですか、井熊委員。いずれにしても、一回、これ、やっていただいて、それでもし1者応札が続くとか、こういう場合にはさらなるご工夫を厚生労働省にはお願いをしたいというふうに思います。

皆さん、いかがでしょうか。ほかに追加してご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

あるいは古尾谷委員、この点で何かご示唆いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○古尾谷委員 5都府県で分割して入札をするということですがけれども、今まで1者入札で全国組織みたいなのがやっていて、これを分割するというのは、その地域地域の団体の参加を促していくという意味も含めてでしょうか。

○稲生委員長 そういう理解でよろしいですか。

○尾花委員 はい。

○稲生委員長 そういうことだそうでございます。

○古尾谷委員 私も活動をしている方々を存じております。皆さんほんとうに涙ぐましい努力をなさってるのはよく承知しています。ぜひ積極的に背中を押していただく、頑張っていることを皆さんが認知していただくように広めていただければありがたいと思います。社会にとって大変必要な事業なので、ぜひよろしくをお願いします。

○稲生委員長 コメントをいただきまして、ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。国際航空旅客動態調査につきまして、もしご意見があればと存じますが、もしご意見があればということで、いかがでございますでしょうか。

清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。先ほどの統計法に基づく一般調査に対しても、いわゆる紙による調査票による記入ではなくて、オンライン調査であるとか、そうしたものが今後検討課題ではないかと尾花委員がご説明されました。おそらく15カ国語もあるので、確かに現場では、多様な言語による調査ということで、そうしたことに対応できる事業者というのも限定的になるのかもしれないんですが、しかし、流れとしては、なるべく被調査者の負担を軽減しながら正確な情報を得るということのために、オンライン調査を検討するという方向性も確かにあると感じている調査の一つです。

海外からお越しの方が紙媒体に答えている時間をロスと感じるか、あるいは少しゆっくりした時間をとって、オンラインでお答えいただくような、IDをお配りして答えていただくほうがいいのかとかというようなことについては、専門委員として統計の専門家もいらしたということなので、今後の検討課題として、とりわけ統計調査の民間委託というのは流れでございますので、ほかの統計の民間委託にも関連性のあることだと思いますから、引き続きご研究をしていただければよいと、このように感じました。よろしくお願ひします。

○稲生委員長 ありがとうございます。事務局におかれましては、実施府省のほうにも重ねてお伝えいただければと思います。また、議事録にも残していただければというふうに思います。

よろしゅうございますでしょうか。

○事務局 すみません、事務局から、先ほどのオンライン調査について1点、補足をさせていただきます。こちらに関しては、出国される方を対象にしたアンケートでして、オンライン調査という手法を検討はしたんですけど、ちょっと難しいかなという経緯はございました。

小委Cにおいても、タブレットやQRコードでのというところをご指摘いただいておりますので、実施府省のほうにおいても、今後に向けてしっかり検討したいということでございますので、今いただいたご指摘含めて実施府省に、もっと回答者にとって便利な統計を目指すように指導していきたいと思ひます。

○清原委員 ありがとうございます。

○稲生委員長 技術はほんとうに日進月歩ですので、ぜひその旨、研究いただくようにお願ひをしていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、実施府省に申し入れたいというか、ご注意いただきたいことは、先ほど議事録に残していただくということになりましたので、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして付議されました実施要項（案）については、監理委員会としては異存はないということにいたしたいと思ひます。

それでは、続きまして、議事次第3の実施要項の審議の方向性についてご議論をいただきたいと存じます。

「厚生労働省／就労条件総合調査」の評価につきましては、本年6月に官民競争入札等

監理委員会におきまして書面による議事を行って、引き続き民間競争入札を実施する、こういうふうに議決をしたわけでございます。

なお、審議に当たりまして、清原委員から、コスト削減のみならず、質の確保も問われております。ということで、会議の場で意見交換をすることが有用であるというご意見をいただいているところでございます。

それでは、本件について、事務局からまずご説明をお願いしたいと思います。

○足達参事官 資料6というものをごらんください。これ、クリップでとめてございまして、外していただきますと、その下に資料F非公表という資料がございまして、そちらを使ってご説明させていただきますが、初めに、今、委員長からお話がありましたとおり、就労条件総合調査は、今年の6月に事業評価を行いまして、市場化テスト継続となった案件でございますが、来年の1月から3月にかけての会議形式の本委員会の開催のタイミング等もございまして、現在、入札監理小委員会において次期の実施要項の審議をいただく前でございますが、本委員会において、厚生労働省における検討状況について事務局よりご説明させていただき、ご指導を賜りたいと思います。

本件は、6,000社以上を対象に、企業の賃金制度等の就労条件を調べる統計調査でございます。資料Fという、非公開と書いてある資料の一番後ろ、裏側を見ていただきますと、契約状況の推移という資料がございまして、これで概要を説明させていただきますが、平成19年度までは直営でやっていたものを、平成20年度に1期目の市場化テストを行いました。複数応札、有効回答率等の質も確保されてございます。当時、いわゆる終了、卒業という制度がございませんでしたので、平成21年度から22年度の2期目についても市場化テストを実施し、同様に複数応札、質も確保という形でございます。

また、次に3期目を23年度から25年度にやりまして、同様に複数応札、質も確保。なお、1期目2期目とは受託者が変更という形でございます。

3期目の段階では、新プロセス事業、監理委員会の関与を軽減する市場化テストという仕組みができておりましたので、その3期の評価をもって新プロセスに移行し、4期目、平成26年度から28年度、実施いたしました。ここも複数応札、また、さらに3期目と業者がかかわっておりますし、質も確保されているわけでございます。

4期目の終わりのころにはもう終了、いわゆる卒業がございましたので、卒業ということもできたわけでございますが、厚生労働省の意向等もありまして、平成29年度から令和元年度までの5期目にやったところ、これの評価を6月にいたしました。有効回答率という質が達成できていないという形で、現行プロセスに戻して、継続という形になったものでございます。

ということで、今、実施要項の検討を進めているわけでございますが、5期目のところの応札業者のところを見ていただきたいと思います。6者が入札に参加しておりますが、予定価内が1者、予定価超過が5者となっております。

本事業、1期目から業務内容は変えてございませませんが、総合評価落札方式の加算法でや

っております。ご承知のとおり、総合評価落札方式の場合ですと、予定価内の札を入れた企業について、価格点と技術点の合計点で最もすぐれている者が落札者となるわけですが、予定価超過している者につきましては、そこについて価格点との差を技術点で挽回するというような機会が与えられないわけでございます。そういった意味で、なかなか競争が行われたとは言いがたいというふうに考えてございます。

なぜこういうふうになったかというのを見ていただきますと、3期目、4期目のところに、落札率、赤字で書いてございます。これは非開示情報でございますので、読み上げはいたしません。3期目、4期目のところで相当、予定価格に対して低い落札率であったという形で、このぐらゐの金額でも業務ができるんだというふうに判断されたようでございまして、4期目の落札金額、税抜きで5,280万余でございますが、この価格を使って5期目の予定価を設定されたようでございます。そうしたところ、このような状況になったようでございます。というような状況でございます。

資料F、この非公開資料の1ページ目2ページ目は、今回の審議に当たり厚生労働省が作成した、現在の検討の過程を示した資料でございますが、めくっていただいて、裏面、3ポツ、今後の方針についてというところがございます。5行目でございますが、省内の評価委員会においても、実施経費については、必ずしも削減率が高ければよいというものではなく、統計としての質の確保に必要な適正予定価格が設定できるよう、事業実施に必要な予算の確保は行うべきであるというふうに、厚生労働省の中でもご指摘をいただいたようでございます。これを踏まえまして、現在、次期の契約に向けて、厚生労働省では、適正な予算要求、適正な予定価が設定できるような予算要求を行っているという形でございます。また、評価項目の見直しも行っているということでございます。

具体的に言いますと、技術点の満点是不変えなわけですが、その技術点の中で今回質が確保できなかった、有効回答率を上げるための体制ですとか工夫というところに関する項目の技術点全体に占める配点割合を増やす等を行うことによって、こういったことができるようになるような実施要項を作成しているところでございます。

概要の説明は以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

今、ご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますけれども、実施府省の厚生労働省もそれなりに危機感を持って、質にも注目した形でいろいろご変更も加えているようでございますけれども、清原委員、どうでしょうかね、こういう形でいろいろご工夫があるようですが。

○清原委員 ありがとうございます。前回の書面審議の際に、気になった点について問題提起をさせていただいたところ、それを取り上げていただきまして、ありがとうございます。

今、ご説明を伺いましたところ、金額だけではなくて、むしろ金額の中にも含まれるべき「統計の質の確保」に係る経費等も踏まえた再検討を厚生労働省におかれてはされてい

らっしゃるといふことで、この方向での改善が図られることを私は了解したいと思ひます。

何よりも公的統計に関する信頼を損なうような事案が、昨年の12月以降、明らかになつており、統計改革ということも政府を挙げて取り組んでいくことになつておりますが、そのような環境の中で、この就労条件総合調査について、厚生労働省が既存の調査の結果を踏まえて、内部でも検証されて、望ましい方向として、質の確保に必要な適正予定価格が設定されるべきというような方向を確認された点は有意義ではないかなと思つております。

これは他の府省も、統計調査について質の高い民間の参入を方向性としては持つてゐるわけですので、こうした厚生労働省の再検証の見直しと方向性が、他の府省にも共有されていくということが望ましいとも感じました。

いずれにしても、実は回収率だけで質ははかれるものではなく、回答された対象、この場合ですと事業者がしっかりと誠実に正確な答えをしていただくような取り組みこそ、質の確保には必要なわけですので、そうしたことを再確認しながら、いい意味での民間の参入と活性化を支援していくことが必要であると思ひました。

私としては、この間の厚生労働省におかれての検討の方向性を伺ひましたので、来年早々に入札ということになると思ひますので、ぜひそうした配慮を受けて、できる限り引き続き多くの調査会社が応募していただくように期待したいと思ひます。

ありがとうございます。

○稲生委員長 清原委員、大変ありがとうございました。

このほかにいかがでございますでしょうか。統計に関しましては、確かに質が問われる時代でございますので、こういった形で、価格だけではなくて、きちんと技術面、しっかりと評価していただくということの重要性、今回、痛感した次第でございます。

お願いします。

○井熊委員長代理 この報告書に今ご説明あつたように、安ければいいというものではないという指摘というのは非常に重要なと思つております。これは経済性という指標は常にあるわけなんですけれども、民間企業でも、経済性というのは、一回の短期の経済性というのではなくて、事業を長期的な視点で見たときに、やはりなぜこの価格なのかという、この価格の納得性というか、合理性というか、そういったものはやっぱり追求していく。その上での経済性であるんだということに一つ警鐘を鳴らすという意味で、非常に重要な検討だったかなと思ひます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、ただいまご議論いただきました点、コメントいただきました点を入札監理小委員会にお伝えいただくとともに、厚生労働省にもフィードバックをお願いしたいと思ひます。

それでは、議事次第4でございますが、新技術の導入による施設の管理・運營業務の改

善に関する研究会の結果報告につきまして、研究会の井熊座長よりご説明をお願いいたします。

○井熊委員長代理 それでは、研究会の報告書を、皆様のところに資料7として配付させていただいていると思います。報告書の中身が非常に充実しておりますので、事務局のほうでパワーポイントをつくっていただきましたので、それに沿いましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。これまでかつてあり方ワーキングというのがありましたが、それと同じように、中期的な視点に立って検討したということでございます。

今回もありましたが、施設の管理運営について、最近、民間では非常に技術の革新によって新しい方法というのが出てきていると。そういうトレンドに公共施設の運営というのでも乗りおくれたらいけないのではないか、そういう問題意識というものがあって、実施したところであります。

研究会はこれまで何回か開催しているんですが、非常に事務局にご努力いただきまして、先進的なファシリティマネジメントをやっている民間事業者数社に、1時間から2時間ぐらいヒアリング、意見交換なんかをさせていただく機会を設けていただきまして、委員の、私、稲生先生、それから、小松先生という、この道のプロの先生も大変勉強になったんじゃないかなというふうに思っております。

報告書は、ここにありますように、4つの章で構成させていただいておりますので、それにつきまして、ご説明をさせていただければというふうに思います。

次のページをお願いします。まず、報告書の概要で、「はじめに」というようなことで、問題意識は、技術革新についていかになくちゃいけないというのがあるんですが、やはり昨今の人手不足の問題、これから労働人口が減っていくという環境の中で、施設管理業務というものを、労働集約的なプロジェクトから脱しなくてはいけないというような問題意識があります。労働投入を前提としてコストを下げるというようなことではなく、それを新技術を使って、より効率的で付加価値の高い業務にしていかになくてはいけないんじゃないかというようなことであります。そのためには、民間で使っている、技術を導入するための性能発注の方式、そういったものを十分に普及していく必要があるんじゃないかというようなことが書かれてございます。

次のページをお願いします。第2章は、イメージとして近未来の施設管理の姿というのはどういうふうになるのかということ、意欲的な形で事務局が描いていただいております。執務環境というのは、いろいろなセンサーなんかを入れて、自動的に快適なオフィス環境を維持するとか、あるいはロボットなんかを入れて労働負荷を下げていくとかいうようなこと、それから、費用においても、単に単年度のコストを下げることだけではなくて、施設の長期的な維持、保全等を含めましたライフサイクルコストをいかに下げるかということが求められるんじゃないか。そういうことを言っております。

ここで、①のところ、優秀な人材の獲得と。これは事務局の案のときには入っていませんでしたが、私がこういう点が必要なんじゃないかと言って入れていただいたんで

すが、民間なんか最近、オフィスに投資をしていく場合に、やはり人材の確保というのが非常に重要な観点になっているかなと思います。やはり快適な就労環境つくるということが、この公共分野でもしっかりした人材の確保をするためには重要なのではないかとということで、これは加えていただいた部分でございます。

それから、次のページをお願いします。第2章の次のところですね。第2節、そういうイメージを持っていただいたときに、今の公共のマーケットというのはどういう課題があるのかということが書いてございます。①から④に書いてありますけれども、要するに、どういう状態にしろということではなくて、どれだけ人を投入しろとか、例えば、何回清掃しろとか、そういうインプットを重視していると。アウトプットは重視していないということがあります。それから、契約期間が短いので、システム投資がなかなか難しいということがあります。それから、新技術をチャレンジングに入れていくことがなかなか評価されないということがあります。それから、あと、発注側のほうにおきましても、今のオフィス環境をもっとよくしようということではなくて、現状維持というものが主眼にあるのではないかと、そういうことがございます。この辺を改善していかないと、技術革新における効率的で快適なオフィス環境というのはなかなか実現できないのではないかとということでございます。

次のページをお願いします。第3章でございますが、改善の方向ということで、そういうことを前提にいたしまして、どのような方向で改善するのかということ議論させていただいています。第1節は、ファシリティマネジメント使っていこうというようなことがあります。いわゆるビル管理とファシリティマネジメントは何が違うのかということがありますけれども、基本的に、自分の理解ですけれども、ビル管理というのは、今ある設備というものを維持していく、維持管理していくということが主眼なのかなと。ファシリティマネジメントというのは、もっと施設を運営思考で考えていく。いい環境をつくるですとか、ライフサイクルコストを下げっていくとか、もっと長期的な視点で、運営視点で捉えて、施設をマネジメントしていくというようなことかなと。それによって、オフィスの生産性向上につなげていくということがあるのではないかなと思います。

それから、第2節でございますが、そのために総合評価方式というものを、こういうところでもっと徹底していかなくちゃいけないんじゃないか。特に新技術の導入に対してあえて高い評価をするような姿勢を見せていかないと、なかなか新しい技術を使っていこうという意欲が民間としては出てこないのではないかとというようなことでございます。

あと、もう一つは、公共マーケットというのは非常に大きいので、そういうことが、こういう技術の発展、AIだとかIoTだとか、そういうこれからの産業において非常に重要な技術の発展に寄与するという面も期待できるのではないかとというようなことでございます。

次のページをお願いします。第2節として、そのためには、そういう総合評価を行うためには、やはり新技術がわかるような外部の有識者、そういったものの協力を得ながら評

働ができる、そういう体制をつくっていかなくてはいけないのではないかとというようなことがございます。

それから、あと、2番目のポツに書いてあるのは、新技術を入れたときに、各社いろいろな技術を導入してくるのは、提案してくるのはいいんですけども、あまりにも独自性の高い技術を入れてしまうと、いわゆるベンダーロックというか、そういう言葉で、1つのベンダーにずっと依存するような形になってしまうので、やっぱりオープンな技術を使っていくというようなことが一つ必要なんではないかなと。

それから、第3節は、やはりオフィス環境を改善する場合に、経済性だけではなくて、生産性の向上があったとか、あるいは、昨今でいえば、環境性の向上でありますとか、そういうところに関して何かインセンティブが与えられるような、そういう仕組みというのを考えていく必要があるのではないかとというようなことでございます。

それから、複数年化とか、発注単位の適正化で、システム投資を回収するという意味で、単年度ではなかなかそれが難しいので複数年化しよう。これは一つ重要な点かなと思いますが、あと、もう一つは、群管理というものをイメージしていくべきではないかと思えます。

ヒアリングをしたある民間事業者は、都内の大きなターミナルビル、JRのターミナルを中心に、半径1キロだか2キロだかの間の中で、100個のビルの管理をしていると。それで、当然、そこに全員、人間を置いているわけではなくて、拠点拠点に人を置いて、全体をバランスよく管理をしている。そういう中で、施設の、専門家の有効な活躍の場もつくれるし、それから、システムの有効な活用もできるんだというようなことで、やはりこれから霞が関みたいところ、群管理していない典型例かと思えますけれども、ああいうところを群で管理できる。そういう壁があるのは大変承知しておりますけれども、やはりそういうものをやっていく。例えば、こういう省庁の施設じゃなくても、隣で群管理している民間のサービスがあれば、そういうものを積極的に活用していく。そういうものも含めてやっていくべきではないかなということでもあります。

次のページをお願いします。第5節は、アウトカムのイメージ、アウトカム重視の発注をしていこうということでもあります。このビルをどういう感じにしていきたいのか。そのためには、例えば、清掃であればどういうアウトプットを期待しているのか、あるいは、エネルギーのマネジメントだったらどういうアウトプットを期待しているのかというような、アウトカム、アウトプットというのをきちんと明示をしていって、それをシステムでやっているようなサービス・レベル・アグリーメントみたいな形で民間と契約を結ぶことによって、アウトプット、アウトカムを実現するということに官民が力を合わせていく、そういう契約のスタイルにしていけないといけないのではないかとということでございます。

次、お願いします。第4章は、実施要項標準例ということで、意欲的に実施要項を2つつくっていただいております。ここの添付していただいているのは、実はクリップでとめてある中で、報告書というのは、報告書もそこそこ厚いので、これは24ページあって、

次にType Aの標準例というのがあります。で、Type Bの標準例というのがあります。これは実施要項の標準のひな形を事務局が意欲的につくっていただいたわけなんです。Type Aがいわゆる仕様発注、インプット思考でつくった、こういうことをやりなさい、どういう業務をやりなさいということを官側から指示したときに、こういう形になる。Type Bのほうは性能発注で、こういう性能とか状態を官は求めているので、そのための提案をしてくださいというための標準例でございます。

委員会の中では、当然これから求めていくのはType Bのほうですよねというようなことがございました。こういうことを、この標準例で全てが解決できるというわけではないんですけれども、たたき台にいろいろ経験を繰り返しながら、民間の提案、新技術を使った提案を導入できる事業というのをつくっていく必要があるのではないかなというところであります。

ここに書いてあることが全て今の業務で実行できるということではないと思いますが、今後のこういう、ビルのインテリジェント化というか、AI、IoT化というか、そういったものの一助になればということで議論をさせていただきました。

私からのご説明は以上でございます。ありがとうございました。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいま丁寧にご説明いただきましたけれども、内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、いただきたいと存じますが、ご発言をお願いできますでしょうか。いかがでしょうか。

○古尾谷委員 よろしいですか。

○稲生委員長 よろしくお願ひします。

○古尾谷委員 積極的な研究会を設置していただいて、大変興味深く拝見いたしました。

国土交通省が新しい技術の計画をつくってしまして、そこには公物の管理、特にダムとか河川とか、そういうところにドローンからさまざまな機器の導入やICTの活用があって、実際に今、私どもの県営ダムなどを見てみますと、ドローンは直接導入されています。低空の飛行もできますし、一定の技術さえ持っていれば、安全に人の手によって、熟達した技能を持った人が何人かいればかなり省力化できます。そういう面ではこれから活用の分野がさまざま、総務省の施設の中も掃除ロボットがずっと歩いていますけれども、そういう形で適切に導入されていけばよろしいと思います。ただ、まだ価格がかなり高いので、ドローンも精度がかなり違いますので、高いものはまだまだ手が届かないということで、基準がこれからできてくるということですので、そういうのに依拠しますけれども、それによって省力化できる部分がかかなり出てくると思っています。

それと、新技術の導入ですけれども、やはり今の段階では技術者が限られているということを業者からは言われていて、全ての方がそういうものを使えるわけじゃ当然ありません。これから一定の国家資格等や、ロボットの質も当然議論になっていますので、会社等からかなり都道府県にも売り込みが来ますけれども、程度の差がかかなり著しいんですね。

ですから、それが均質化されて、一定の入札にある程度、こういう種類だったら大丈夫ですよというのがあれば、一挙に導入が進むと思います。

今、施設管理をやっていますと、私どもも知事会としてやってるんですけども、技術者不足は目を覆うようなものがあります。特に電気職、設備職は圧倒的にいません。それで、結果的には、都道府県や市のOBの方で技術畑の方を雇っていますけれども、現状では、通常は65歳まで再任用やりますけれども、それを超えて、今70歳を超えても、元気な人はみんな使ってるという状態で、これは被災地への派遣も今、はっきり言って、70超えても行かせて、手を挙げていただける方には行っていただいている状況なんですね。

これをそのまま放置していきますと、どこかで一方は新技術の導入によってある部分を担っていただく。一方は人材の養成を的確に、文科省にもお願いしていますけれども、パイは同じところで取り合ってたって将来がないんです。次に続く人材をしっかりと育成していただかないと、いろいろなことを言っても、みんな応募すると欠員が生じてしまう状況を、各分野が担っています。期待するところはだだと思いますので、実はここで一度紹介された内田洋行さんの施設管理のシステムは、事務機の会社かと思ったら、私どもの前やっていた水道団体のところの浄水場に来ていただいて、見ていただいて、一緒にいろいろこのところは省力できますというようなことをやって、大変参考になりました。

そういう面では、まだまだ導入には内部的な技術部門で反対もありまして、人の手に頼る思考がまだ技術屋さんには残っています。今後は経費の面だけではない、質の確保ができてくると思いますので、ぜひより進めていただいて、国からの大きな方向を出していただけると、自治体も助かっていくと思います。よろしく願いいたします。

○稲生委員長 貴重なコメントをいただきまして、ありがとうございました。

ドローン等は確かに導入が進んでおりますけれども、差が激しいといったようなお話がございました。それから、人材の育成の側面ですね。次にどういう人材を育成していくのかということで、ご高齢の方をお願いをする状況、これだけではやはり対応がますます難しくなるだろうというふうに容易に予想されますので、この点を含めて、実施府省にはいろいろな面で研究を重ねていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。何かもしコメント等がございましたら、いただければと思いますが。

意欲的にこの研究につきましては、事務局が取り組んでいただいたのですが、もしよろしければ、清水谷企画官さんあたりから何かコメントいかがでしょうか。よろしいですか。遠慮なさらずなんですけども、よろしいでしょうか。

何でも事務局ではいろいろ資格をお取りになって、研究をなされた方もいらっしゃるというふうに聞いていますので、相当気合いが入った成果であるというのは間違いないと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、報告、結果、並びにいただきましたいろいろコメントがございましたので、引き続き施設の管理・運営業務の改善が図られますよう、尽力を

お願いをしたいと存じます。

また、当委員会においても、改善に向けた取り組みにつきまして、いろいろと随時チェックをしてみたいというふう存じます。

続きまして、議第5でございますが、非公開での審議となりますので、傍聴者の方がいらっしゃいましたら、ご退席をお願いしたいと思います。

(中略)

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

— 了 —